

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年3月23日

【会社名】 ジョンソン・エンド・ジョンソン
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】 アシスタント・ジェネラル・カウンセル
(Assistant General Counsel)
チエコ・エダ
(Chieko Eda)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933
ニューブランズウィック
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick, New Jersey
08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 小林 俊 夫

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【事務連絡者氏名】 弁護士 星 野 快

【連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
長島・大野・常松法律事務所

【電話番号】 03 3288 7000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式(額面
1.00米ドル)を目的とする新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)
9,392,688米ドル(762,592,339円)(注2)(注3)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額である。
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際
して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。
(注3) 括弧内の円金額は、1米ドル=81.19円の換算率(株式会社三
菱東京UFJ銀行の2012年3月1日現在の対顧客直物電信売
買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び
1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「ジョンソン・エンド・ジョンソン」は、文脈に応じてジョンソン・エンド・ジョンソン、又はジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社を指す。

(注2) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱東京UFJ銀行の2012年3月1日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値は1米ドル=81.19円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

(注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

発行数	143,685個(注1)
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2012年3月31日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ジョンソン・エンド・ジョンソン アメリカ合衆国、ニュージャージー州08933、ニューブランズウィック、 ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
割当日	2012年3月31日
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし
摘要	<p>1 本募集は当社の「2005年長期インセンティブ・プラン」(以下「本プラン」という。)に基づき、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社、ヤンセンファーマ株式会社及びオーソ・クリニカル・ダイアグノスティックス株式会社の従業員113名に付与される、株式を購入する権利(新株予約権)(以下「本新株予約権」という。)に関する募集である。本書に基づく新株予約権証券の募集は、当社取締役会の報酬委員会(以下「委員会」という。)の2012年1月17日付決議により授権されたものである。</p> <p>2 本新株予約権の行使により取得される株式(下記に定義される。)は、当社が取得した既発行の自己株式である。</p> <p>3 本募集と同様の募集はアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国などの海外の国々でも同時になされ、全世界(日本を除く。)で本プランの対象となる当社並びにその子会社及び適格関連会社の従業員の数は5,767名である。</p>

(注1) 「発行数」は新株予約権者に対して付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式(以下「株式」という。)の数と同数である。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面1.00米ドル) (完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、当社における標準的な株式である。) (注1)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たり1株 (全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数: 143,685株)
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たり65.37米ドル(5,307円) (全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 9,392,688米ドル(762,592,339円))
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	該当事項なし
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項なし
新株予約権の行使期間	2015年1月18日から2022年1月17日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	ジョンソン・エンド・ジョンソン アメリカ合衆国、ニュージャージー州08933、 ニューブランズウィック、 ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
新株予約権の行使の条件	全ての付与された本新株予約権は付与日から3年後に権利確定し、権利確定日の翌日から行使可能となる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	(1) 従業員が死亡により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、当該従業員の死亡日に直ちに権利確定するものとする。権利が確定した本新株予約権は、その残存期間中に行使できるものとする。 (2) 長期就業障害又は62歳以上若しくは10年以上(退職直前の連続する5年間の勤務を含むものでなければならない。)勤務した従業員が、定年での退職により退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、当該本新株予約権の付与日から3年後の応答日に権利確定するものとする。但し、雇用終了前の6ヶ月(競合他社に雇用された場合には、18ヶ月)以内に付与された本新株予約権については、権利を喪失するものとする。権利が確定した本新株予約権は、その残存期間中に行使することができるものとする。 (3) 従業員がその他の退職により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、権利を喪失するものとする。権利が確定している本新株予約権は、退職後3年間(本新株予約権の当初の行使期間を超えないものとする。)行使することができるものとする。

	<p>(4) 従業員がその他の雇用期間終了により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、権利を喪失するものとする。権利が確定している本新株予約権は、退職後3ヶ月間（本新株予約権の当初の行使期間を超えないものとする。）行使することができるものとする。</p> <p>(5) 全ての本新株予約権は、付与日から10年後に失効するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本プランに基づく本新株予約権又はそれに関する権利若しくは所有権のいずれも、遺言又は相続法及び分配法による場合以外には譲渡することができず、本プランに基づく全ての本新株予約権は、本プランに基づき本新株予約権の付与を受けた者（以下「付与対象者」という。）の生存中に付与対象者のみが行使できるものとする。付与対象者が受領した株式は、付与された時点で、1933年証券法、1934年証券取引所法第16条及び当社のインサイダー取引に関する方針（かかる方針は随時修正される可能性がある。）に服することを条件として、自由に譲渡、移転、質権設定又はその他抵当権を設定することができるものとする。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし
摘要	<p>合併、会社更生、連結、資本再構成、株式配当、株式分割、併合若しくは株式交換又はその他株式の種類に影響を及ぼすような会社組織の変更の場合には、委員会は、本プラン規則第5条に記載される通り本プランに基づき交付される株式の種類及び総数、本プラン規則第6条に基づく本新株予約権の上限、残存する本新株予約権の種類、数及び行使価格を、適当とみなす範囲により調整するものとする。但し、本新株予約権の対象となるあらゆる種類の株式の数は、常に整数であるものとする。かかる調整は、委員会の単独の裁量により、1種類以上の株式を対象とする本新株予約権の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。</p>

(注1) 当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額（但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。）で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するものとする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
9,392,688米ドル (762,592,339円) (注1)	該当事項なし	9,392,688米ドル (762,592,339円)

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する従業員の貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的としてストック・オプションを付与するものであり、資金調達を目的としていない。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他】

1 【法律意見】

当社の会社秘書役であるダグラス・K・キアから以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 当社は、日本におけるストック・オプションの付与を行うために必要な全ての手続きを行っている。
- (b) 本書の対象となっている日本におけるストック・オプションの付与のための新株予約権証券の募集は、適法であり、ニュージャージー州法を遵守したものである。
- (c) 本書に記載されているアメリカ合衆国及びニュージャージー州の法令に関する記載は、全ての重要な点において真実かつ正確である。
- (d) 当社又は当社の代理人による本書及びその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は、当社により適法に授権されたものである。

2 【その他の記載事項】

以下に記載する情報は、ジョンソン・エンド・ジョンソン2005年長期インセンティブ・プラン規則の訳文である。

2005年長期インセンティブ・プラン

1 目的

本プランの目的は、ニュージャージー州法に基づく会社であるジョンソン・エンド・ジョンソン（以下「当社」という。）並びにその子会社及び関連会社の成功と成長に責任のある者に対して長期インセンティブを提供すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、競争力のある方法での当社並びにその子会社及び関連会社による様々な有能な従業員の採用、維持及び動機付けを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に対する支払を確保することである。当社の株主により承認された場合には、本プランは、ジョンソン・エンド・ジョンソン2000年ストック・オプション・プラン（以下「2000年オプション・プラン」という。）及びジョンソン・エンド・ジョンソン2000年ストック報酬プラン（以下「2000年ストック・プラン」という。）を継承するものとする。

2 定義

本プランにおいて、

「報奨」とは、オプション、株式評価益権、制限付株式、制限付株式ユニット、株式報奨、パフォーマンス・シェアのいずれか又は全ての付与を意味する。

「取締役会」とは、当社取締役会を意味する。

「規約」とは、1986年国税収入局規約(改正を含む。)を意味する。

「委員会」とは、取締役会の報酬委員会（又はそれを継承する委員会）を意味する。委員会は、取締役会により指名され、少なくとも3名の独立社外取締役により構成されるものとする。委員会の構成員は、取締役会の判断において、(a)1934年証券取引所法第16b-3条及び普通株式が上場されている主要な証券取引所の諸規則に定義される非従業員取締役、並びに(b)規約第162(m)条に基づく規則に定義される社外取締役により構成されるものとする。

「普通株式」とは、1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式を意味する。

「配当相当額」とは、ある配当基準日に関して取締役会が宣言する普通株式1株に対する配当の金額と同等の金額（配当基準日現在のもの）を意味する。

「参加資格者」とは、(i)当社又はその米国内の子会社の従業員である取締役、当社及びその米国内の子会社の従業員（当社の執行役員及び役員を含む。）、当社及びその子会社の米国外の子会社及び合併事業の従業員、かかる合併事業に従事する合併事業パートナーの従業員、並びに(ii)本プラン規則第8条に従い株式報奨及び/又は制限付株式を受領する資格を有する非従業員取締役を意味する。

「従業員取締役」とは、ある特定の日において当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員である取締役会の構成員を意味する。

「公正市場価格」とは、普通株式が取引される主要な証券取引所におけるある特定の日の普通株式の売値の高値と安値の平均を意味する。かかる日に普通株式の売買がなかった場合には、委員会が評価のために適正であるとその単独の裁量により決定する単一又は複数の日における普通株式の売値の高値と安値の平均を意味する。

「事業年度」とは、当社の事業年度を意味する。

「全額報奨」とは、オプション又は株式評価益権ではない報奨を意味する。

「インセンティブ・ストック・オプション」とは、規約第422条の要件を満たし、委員会によりインセンティブ・ストック・オプションとして指定されたオプションを意味する。

「指定執行役員」とは、レギュレーションS-K、第402(a)(3)項に基づくある事業年度に関する当社の議決権行使勧誘書類に記載されている当該事業年度の当社の最高経営責任者及びそれ以外で最も多く報酬を受けた4名の執行役員を意味する。

「非従業員取締役」とは、ある特定の日において当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員ではない取締役会の構成員を意味する。

「非適格ストック・オプション」とは、規約第422条の要件を満たしておらず、委員会によりインセンティブ・ストック・オプションとして指定されていないオプションを意味する。

「オプション」とは、本プランに基づき付与された権利で、特定の期間に特定の価格(1株当たりの価格)で普通株式を購入することができる権利を意味する。

「オプション行使価格」とは、オプションの対象となる普通株式の1株当たりの購入価格を意味する。

「参加者」とは、本プランに基づき報奨を受けた個人を意味する。

「実績主義に基づく除外」とは、規約第162(m)条による税金控除の制限からの実績主義に基づく除外(規約第162(m)(4)(C)条に規定される。)を意味する。

「業績目標」とは、本プラン規則第7条(e)に従い委員会が設定する目標を意味する。

「業績基準」とは、業績目標の基準として委員会が使用する基準(本プラン規則第7条(e)に規定される。)を意味する。

「業績達成期間」とは、委員会が設定する期間を意味し、かかる期間に関してパフォーマンス・シェアが獲得されたか否か及びパフォーマンス・シェアがどのくらい獲得されたかを決定するために業績目標達成の評価が行われる。

「パフォーマンス・シェア」とは、業績達成期間中に達成した業績目標に基づく普通株式による報奨(本プラン規則第7条(e)に記載される。)を意味する。

「本プラン」とは、本プラン規則に規定し随時修正されるジョンソン・エンド・ジョンソン2005年長期インセンティブ・プランを意味する。

「制限付株式」とは、委員会が設定した譲渡制限が失効する日又は委員会が別途決定する日まで取引又は売却することができない普通株式による報奨(本プラン規則第7条(c)又は第8条(c)に記載される。)を意味する。

「制限付株式ユニット」とは、特定の数の普通株式の価値に基づく金額で、現金、普通株式又はその組み合わせ(委員会により決定される。)により支払われる報奨(本プラン規則第7条(c)に記載される。)を意味する。

「制限期間」とは、制限付株式又は制限付株式ユニットに関して、委員会が設定した譲渡制限が有効である期間を意味する。かかる制限は、制限付株式又は制限付株式ユニットの条件に従い失効するまで、あるいは、委員会が別途決定する時まで有効であるものとする。

「株式評価益権」とは、(a)株式評価益権が行使される日における普通株式1株の公正市場価格が(b)かかる株式評価益権の付与時にかかる株式評価益権に関して設定された普通株式1株当たりの行使価格(行使価格)を上回る額(もしあれば)に株式評価益権の行使の目的となる普通株式数を乗じた額に等しい金額の支払を受ける権利による報奨(本プラン規則第7条(b)に記載される。)を意味する。

「株式報奨」とは、委員会が決定する条件及び制限(もしあれば)に服する普通株式による報奨(本プラン規則第7条(d)又は第8条(b)に記載される。)を意味する。

3 本プランの管理

(a) 委員会の権限

本プランは、本プランの条項により以下の権限を含む全ての権限(本プラン(本プラン規則第8条を含む。)に記載される制限の範囲内であるものとする。)を授けられた委員会によって管理されるものとする。

- ・本プランに基づき報奨を付与される者を選択する権限
- ・各参加者(本プラン規則第8条に従い非従業員取締役であるとされる参加者を含む。)に付与される報奨の種類、規模及び条件を決定する権限
- ・報奨が付与される時期及び報奨の付与前に満たすべき条件を決定する権限
- ・報奨の目的及び条件を設定する権限
- ・契約により報奨を証すべきか否か決定する権限。契約により証する場合には、かかる契約の条項(本プランと一致するものとする。)を決定し、契約の当事者となるべき者を決定する権限
- ・報奨に適用ある条件が満たされているか否か及び業績達成期間の終了時に報奨を支払うか否か決定する権限
- ・報奨の全部又は一部の支払を繰り延べるか否か、かかる支払を繰り延べる時期及びかかる支払を繰り延べる条件を決定する権限
- ・報奨の支払又は行使に関する指針及び/又は手続きを決定する権限

(b) 本プランの解釈

委員会は、本プランを管理し解釈する完全なる権限、並びに、本プランに一致し、かつ、委員会の意見において本プランの管理・運営に必要又は望ましいと見なされる規則、規定、契約、指針、手続き及び手段を採用又は設定する完全なる権限を有するものとする。委員会による本プランの解釈、並びに委員会が本プラン規則に基づき付与された権限に従い行った全ての行為及び決定は、最終的なものであり、全ての関係当事者（当社、その株主及び全ての参加資格者を含む。）を拘束するものとする。

(c) 権限の委任

法律により禁止されない範囲において、委員会は、本プラン規則上の権限を1若しくは複数の委員会の構成員又はその他の者に委任することができるものとする。但し、1934年証券取引所法第16条に服する参加資格者に対する報奨に関しては、かかる委任は行えないものとする。本第3条(c)に従い委員会がその権限を委任する者は、報奨を受けることができるものとする。但し、かかる報奨は、委員会が委任を行わず直接付与するものに限る。

(d) 書類の作成及び補佐の提供

委員会は、委員会を代理して書類を作成し又はその他本プランの管理及び運営において委員会を補佐する当社の従業員を指名することができるものとする。

(e) 統一性の不要

本プラン規則第8条に規定される場合を除き、報奨に適用される条件は、全ての報奨の間、同種類の全ての報奨の間、同一の参加者に付与された全ての報奨の間又は同時に付与された全ての報奨の間で統一されている必要はないものとする。

4 参加資格

(a) 総則

本プランの条件（本プラン規則第8条を含む。）に従い、委員会は随時、全ての参加資格者の中から本プラン規則第7条に基づき報奨を付与されるべき者を選択することができ、各報奨の種類及び金額を決定するものとする。

(b) 米国外の参加者

矛盾する本プランの条項にかかわらず、本プランの目的の達成を促進及び推進するため、あるいは、当社又はその子会社若しくは関連会社のいずれかが事業を行っているか従業員を雇用している米国外の国の法律を遵守するために、委員会は、その単独の裁量により、(i)当社又はその子会社若しくは関連会社が米国外において雇用した参加資格者のうちいずれの参加資格者が本プランに参加すべきか決定する権限、(ii)かかる参加資格者に付与された報奨の条件を修正する権限、並びに(iii)本プランに基づき付与された報奨の適法性、正当性及び有効性を確保するために米国外の国の法令を遵守するのに必要又は望ましい範囲において、代替プラン、修正したオプション行使手続き、その他の報奨の条件及び手続きを設定する権限を有するものとする。

5 本プランの対象となる普通株式

(a) 授権株式の数

当社の株主により別途授権される場合を除き、かつ、本プラン規則第5条及び第10条の条件に従い、本プランに基づき発行することができる普通株式の総数は、260百万株を上限とする。授権普通株式はいずれも、本プランに記載されるあらゆる種類の報奨に使用することができるものとする。但し、インセンティブ・ストック・オプションに基づき発行することができる普通株式の数は160百万株を超えないものとする。

(b) 株式の計数

本プランに基づき発行することができる普通株式の残存数を決定する際には、以下の規則が適用されるものとする。

- (i) オプション又はその他の報奨の付与に関しては、本プランに基づき発行することができる普通株式の数から、かかるオプション又はその他の報奨の付与又は表示の目的となる普通株式の数を控除するものとする。
- (ii) 上記第5条(b)(i)の規定にかかわらず、全額報奨の付与時に60百万株以上の普通株式に関する全額報奨が本プランに基づき以前に付与されていた場合に（以前に付与された全額報奨（又はその一部）のうち、支払がなされることなく失効し、消却され、権利喪失し、又はその他終了しているもの（又はその一部）を除く。）（以下「正味限度額」という。）、当該正味限度額を上回っている限りは、追加の各全額報奨により、本プランに基づき発行することができる普通株式の総数から、かかる追加の全額報奨の付与の目的となる普通株式1株につき4株を控除するものとする。

- (iii) 残存するオプション又はその他の報奨(若しくはその一部)が、オプション又はその他の報奨の全部に関して行使又は支払がなされることなく何らかの理由で失効し、消却され、権利喪失し、又はその他終了した場合には、失効し、消却され、その他終了したオプション(若しくはその一部)又はその他の報奨(若しくはその一部)に割当可能な普通株式は、本プランに基づき付与されたオプション又はその他の報奨に関する発行に再利用することができるものとする。但し、失効し、消却され、権利喪失し、又はその他終了したかかる報奨(若しくはその一部)が全額報奨であり、かかる失効、消却、権利喪失又はその他の終了の時点において正味限度額を上回っている限り、本第5条に従い本プランに基づき付与されたオプション又はその他の報奨に関する発行に再利用可能な普通株式の数に、失効し、消却され、権利喪失し、又はその他終了した全額報奨に割当可能な普通株式1株につき4株を加算するものとする。正味限度額を依然上回っているものの本プランに基づき追加の報奨が付与される場合に、かかる付与がオプション又は株式評価益権であるときには、かかるオプション又は株式評価益権に割当可能な普通株式の数は、かかるオプション又は株式評価益権1個につき1株とし、かかる報奨が全額報奨であるときには、かかる全額報奨に割当可能な普通株式の数は、かかる全額報奨1個につき4株とする。還元されたかかる普通株式はいずれも、本第5条による本プランに基づく発行に利用することができるものとする。但し、正味限度額を上回っているものの本プランに基づき追加の報奨を付与する場合に、(A)かかる追加の報奨がオプション又は株式評価益権であるときには、本プランに基づき発行することができる普通株式の数から、かかるオプション又は株式評価益権の付与の目的となる普通株式の数を控除するものとし、(B)かかる追加の報奨が全額報奨であるときには、本プランに基づき発行することができる普通株式の数から、かかる全額報奨の付与の目的となる普通株式1株につき4株を控除するものとする。
- (iv) 当社又はその子会社若しくは関連会社を買収した会社あるいは当社又はその子会社若しくは関連会社と合併した会社が以前付与していた報奨のうち未払いのものを引き受けて又はその代わりに付与される報奨が基礎となる普通株式はいずれも、法令に定められていない限り、本プランに基づき入手することができる普通株式の留保分に勘定されないものとする。

(c) 交付される株式

本プランに基づき当社が交付する普通株式の調達源は委員会が決定するものとし、その全部又は一部は、未発行授權株式、自己株式又は公開市場において取得した株式で構成されるものとする。

6 報奨の上限

1 事業年度中に参加資格者 1 名に付与することができるオプション及び株式評価益権の総数は、目的となる普通株式数で 2 百万株を上限とする。1 事業年度中に参加資格者 1 名に付与することができる全額報奨の総額は、15 百万米ドルを上限とする。但し、上記の米ドルによる上限は、普通株式による報奨の場合には、報奨が付与される日における公正市場価格に基づいて適用されるものとする。1 事業年度以上の業績達成期間に関していずれかの参加資格者に付与することができる報奨の上限（オプション及び株式評価益権を除く。）は、上記の年間上限に業績達成期間における事業年度数（1 事業年度未満の事業年度を除く。）を乗じたものを上回らないものとする。

7 参加資格者に対する報奨

(a) オプション

(i) 付与

本プランの条件に従い（本プラン規則第 8 条を含む。）、オプションは参加資格者に付与することができるものとする。オプションは、委員会が決定する通り、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションから成るものとする。オプションは、単独で又は株式評価益権と連動して付与することができるものとする。株式評価益権と連動して付与されたオプションに関しては、かかるオプション又は株式評価益権のいずれかの行使と同時に、同数の連動する株式評価益権又はオプション（場合により）が消却されるものとする。

(ii) オプション行使価格

オプション行使価格は、当社又はその子会社若しくは関連会社を買収した会社あるいは当社又はその子会社若しくは関連会社と合併した会社が以前付与していた報奨のうち未払いのものを引き受けて又はその代わりに付与されたオプションである場合を除き、オプションの付与日における普通株式 1 株の公正市場価格と同額又はそれ以上であるものとする。

(iii) 有効期間

各オプションの有効期間は、委員会がその単独の裁量により決定するものとする。但し、いかなる場合においても、付与日から 10 年を超えないものとする。

(iv) インセンティブ・ストック・オプションにかかる制限

インセンティブ・ストック・オプションは、付与日において当社（又は当社の子会社（規約第424条に規定する範囲内のものとする。）あるいは当社若しくはその子会社の合併事業若しくは合併事業パートナー）の従業員である参加資格者に付与することができるものとする。ある暦年にいずれかの参加者が当社（又は当社の親会社若しくは子会社（規約第424条に規定する範囲内のものとする。））の全てのプランに基づき初めて行使することができるインセンティブ・ストック・オプションの目的となる普通株式の公正市場価格（インセンティブ・ストック・オプションの付与日に決定される。）の総額は、100,000米ドル又は規約及び/又は適用ある規則により後に規定されるその他の額を超えないものとする。但し、かかる上限を超えた場合には、超過分の普通株式にかかるオプションは非適格ストック・オプションと見なされるものとする。インセンティブ・ストック・オプションは、委員会が望ましいと見なす条件を含むものとする。但し、いかなる場合においても、規約第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして適格となるために必要な全ての条件に一致し、かつ、かかる条件を含む又は含んでいると見なされるものとする。全てのインセンティブ・ストック・オプションは、本プランが当社の株主により承認された日から10年以内に付与されなければならないものとする。

(v) 価格改定の禁止

本プラン規則第10条に従い行われる調整の場合を除き、本プランに基づき付与されたオプションのうち残存しているもののオプション行使価格は、付与日後に減額することはできないものとし、かつ、本プランに基づき付与されたオプションのうち残存しているものは、当社の株主による承認なしに、オプション行使価格のより低い新たなオプションの付与にかかる対価として当社に引き渡すことはできないものとする。

(vi) 支払

オプションが行使された場合には、オプション行使価格は、(a)現金若しくはその同等物、(b)行使の時点においてオプション行使価格の合計と同等の公正市場価格総額を有する普通株式（あらかじめ取得済みのもの。但し、かかる株式は、支払に使用する前の少なくとも6ヶ月間、参加資格者が実質的に保有していたものでなければならない。）、又は(c)(a)及び(b)の組み合わせにより、全額当社に支払われるものとする。

(b) 株式評価益権

(i) 付与

本プランの条件に従い（本プラン規則第8条を含む。）、株式評価益権は参加資格者に付与することができるものとする。株式評価益権は、単独で又はオプションと連動して付与することができるものとする。オプションと連動して付与された株式評価益権に関しては、かかるオプション又は株式評価益権のいずれかの行使と同時に、同数の連動する株式評価益権又はオプション（場合により）が消却されるものとする。

(ii) 行使価格

本プランに基づき付与された株式評価益権の対象となる普通株式1株当たりの行使価格は、当社又はその子会社若しくは関連会社を買収した会社あるいは当社又はその子会社若しくは関連会社と合併した会社が以前付与していた報奨のうち未払いのものを引き受けて又はその代わりに付与された株式評価益権である場合を除き、株式評価益権の付与日における公正市場価格と同額又はそれ以上であるものとする。

(iii) 有効期間

各株式評価益権の有効期間は、委員会がその単独の裁量により決定するものとする。但し、いかなる場合においても、付与日から10年を超えないものとする。

(iv) 価格改定の禁止

本プラン規則第10条に従い行われる調整の場合を除き、本プランに基づき付与された株式評価益権のうち残存しているものの行使価格は、付与日後に減額することはできないものとし、かつ、本プランに基づき付与された株式評価益権のうち残存しているものは、当社の株主による承認なしに、行使価格のより低い新たな株式評価益権の付与にかかる対価として当社に引き渡すことはできないものとする。

(v) 支払方法

委員会は、現金、かかる現金と同価値の普通株式（行使日における公正市場価格により評価される場合）、これらの現金と普通株式の組み合わせ、又は委員会が決定するその他の方法による株式評価益権の支払を承認することができるものとする。

(c) 制限付株式/制限付株式ユニット

(i) 付与

本プランの条件に従い（本プラン規則第8条を含む。）、制限付株式若しくは制限付株式ユニット又はその両方は参加資格者に付与することができるものとする。

(ii) 制限付株式

制限付株式は、譲渡制限及び委員会が設定するその他の条件に服する普通株式による報奨である。

(iii) 制限付株式ユニット

制限付株式ユニットは、委員会が設定する条件に従い普通株式1株の公正市場価格に基づく金額を受領する契約上の権利による報奨である。その条件に従い支払われるべき制限付株式ユニットは、委員会が決定する通り、現金、普通株式又は現金及び株式の組み合わせにより決済されるものとする。制限付株式ユニットを保有する者は、かかる制限付株式ユニットに関する支払が普通株式により実際に行われるまで、かかる制限付株式ユニットが関連する普通株式に対する所有権を有さないものとする。

(iv) 条件

委員会は、本プランに基づき付与された制限付株式又は制限付株式ユニットに、望ましいと見なす条件及び/又は制限を課すものとする。かかる条件及び/又は制限には、参加者が各制限付株式又は各制限付株式ユニットにかかる規定の購入価格を支払うという要件、権利喪失条件、譲渡制限、特定の業績目標の達成に基づく制限(本プラン規則第7条(e)(iii)又はその他に記載される。)、権利確定にかかる時間ベースの制限、及び/又は適用ある連邦証券法若しくは州証券法上の制限が含まれる。委員会が別途決定する場合を除き、時間ベースの制限期間は、少なくとも3年とする。制限付株式又は制限付株式ユニットが規約第162(m)条に基づき控除可能なものである限り、適用ある制限は、本プラン規則第7条(e)に記載される通り、業績達成期間中に達成した業績目標に基づくものとする。

(v) 譲渡制限

制限付株式は、制限期間中に、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。制限付株式に課された制限を実施するために、委員会は、委員会が必要又は望ましいと見なす(a)「譲渡停止」指図を発行せしめ及び/又は(b)説明文をかかる制限付株式を証する株券(もしあれば)に記載せしめることができるものとする。制限付株式ユニットは、いかなる時においても、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。

(vi) 配当及び議決権

委員会が別途決定する場合を除き、制限付株式を保有する参加者は、制限期間中に、現金若しくはその他の財産による配当を受領する権利又はかかる株式に関する販売権を有するものとし、また、かかる株式の登録保有者として議決権を行使する権利を有するものとする。但し、委員会が別途決定する場合を除き、制限期間中に参加者に支払われるべき配当又はその他の財産はいずれも、適用ある制限付株式に課された制限が失効した場合にのみ分配されるものとする。委員会が別途決定する場合を除き、制限付株式ユニットに関する配当相当額は、制限期間中は、かかる制限付株式ユニットを保有する者に帰するものとし、また、委員会が別途決定する場合を除き、かかる配当相当額は、委員会が決定する条件に従い、かかる配当相当額と同額の当初価格である制限付株式ユニットに直ちに転換されるものとする。

(vii) 株式に関する所有権の証拠

本プランに基づき発行された各制限付株式は、当社又はその被指名人の帳簿及び記録（又は、かかる制限株式に関して物理的な株券が発行される場合には、1若しくは複数の株券）上に適用ある参加者の名義で登録されたかかる制限付株式に関する所有権により証されるものとする。但し、この場合、本プラン規則第7条(c)(v)により課された譲渡制限に服するものとする。制限付株式に適用される制限に従い、かかる制限付株式が権利喪失した場合には、かかる所有権又は株券（場合により）は失効するものとする。制限付株式に適用される制限期間の終わりに、当社は、参加者がその時点で権利を有する普通株式に関して、適用ある譲渡制限を解除せしめるものとする。制限付株式ユニットが普通株式により支払われるまで、制限付株式ユニットに関していかなる所有権も記録されず、物理的な株券も発行されないものとする。

(d) 株式報奨

(i) 付与

本プランの条件に従い（本プラン規則第8条を含む。）、普通株式から成る株式報奨は参加資格者に付与することができるものとする。株式報奨は、単独で又は本プランに基づき付与されたその他の報奨に加えて付与することができるものとする。

(ii) 条件

各株式報奨に適用される条件は委員会が決定するものとする。かかる条件は、株式報奨の対象となる普通株式の譲渡制限（委員会がその裁量により決定するものとする。）を含む。

(e) パフォーマンス・シェア

(i) 付与

本プランの条件に従い（本プラン規則第8条を含む。）、パフォーマンス・シェアは参加資格者に付与することができるものとする。パフォーマンス・シェアは、単独で又は本プランに基づき付与されたその他の報奨に加えて付与することができるものとする。

(ii) 業績目標

委員会が別途決定する場合を除き、パフォーマンス・シェアは、業績達成期間中における業績目標（委員会が決定する1又は複数の業績基準に基づくものとする。）の達成を条件とするものとする。委員会が別途決定する場合を除き、業績達成期間は3年とする。

(iii) 業績基準

パフォーマンス・シェアにおいて使用される業績基準は、個々の参加者に関連する目標又は当社全体の目標若しくは当社の子会社、事業部門、地域、機能若しくは事業体に関連する目標に関して記載することができ、以下の基準のうち1又は複数により構成されるものとする。

- ・所得による基準（総利益、営業利益、税引前利益若しくは税引後利益、純利益又は1株当たり利益を含む。）
- ・利益による基準（資産利益率、投資利益率、自己資本利益率又は売上高利益率を含む。）
- ・キャッシュ・フロー
- ・経費
- ・収益による基準
- ・株価（株価成長による基準及び株主還元総額を含む。）

これらの業績基準に基づく業績目標は、絶対ベースで又はその他の事業体の業績と関連して表示されるものとする。

(iv) 消極的裁量

本プランに基づき設定された業績目標の達成にかかわらず、委員会は、参加者に別途支払われるパフォーマンス・シェアの一部又は全部を削減する裁量を有するものとする。

(v) 特別事由

報奨の付与後いつでも（又は随時）、かつ、規約第162(m)条及びそれに基づく規則において許可される範囲において、実績主義に基づく除外による報奨の取扱いに悪影響を及ぼすことなく、委員会は、その単独の裁量により、特定の企業間取引、会計又は税金に関する法律の変更及びその他の特別かつ臨時の事由による影響を反映するために、業績目標の達成を評価する方法を規定すること又は業績目標を調整することができるものとする。

(vi) 解釈

規約第162(m)条による実績主義に基づく除外の条件を満たすことを目的としている報奨に関して、(A)委員会は、規約第162(m)条及びそれに基づく規則を踏まえて、本プラン及び本プラン規則第7条を解釈するものとし、(B)委員会は、規約第162(m)条及びそれに基づく規則による報奨の取扱いに悪影響を及ぼすような方法で報奨を修正する裁量を有さないものとし、(C)業績目標が達成されたことを委員会が初めに認定するまでかかる報奨は支払われないものとする。

8 非従業員取締役に対する報奨

(a) 唯一の報奨

本プランに基づき非従業員取締役に付与することができる報奨は、本第8条において承認される報奨のみとする。

(b) 最初の株式報奨

新任の各非従業員取締役は、初めて取締役会の構成員になった後可及的速やかに、普通株式1,000株から成る株式報奨を付与されるものとする。本第8条(b)に基づくある事業年度における新任の非従業員取締役に對する株式報奨の付与はいずれも、本プラン規則第8条(c)に従いかかる新任の非従業員取締役に對して当該事業年度に付与される制限付株式による報奨に加えて行われるものとする。

(c) 制限付株式による年次報奨

制限付株式による報奨は、本プランが有効である各事業年度に関して、各非従業員取締役に付与されるものとする。かかる各報奨は、委員会が決定する各事業年度中の単一日又は複数の日において付与されるものとする。ある事業年度に関して本第8条(c)に従い委員会が決定した単一日又は複数の日において非従業員取締役が取締役会の構成員でない場合には、かかる非従業員取締役は、本第8条(c)に基づき当該事業年度に関して制限付株式による報奨を付与される権利を有さないものとする。但し、委員会は、委員会が指定した当該事業年度内の日に、かかる非従業員取締役に對して制限付株式による報奨を付与することを決定できるものとするが、かかる決定は義務ではない。本第8条(c)に基づく非従業員取締役に對する制限付株式による各年次報奨により、100,000米ドルを上限とする公正市場価格総額(当該報奨の付与日に決定される。)に換算できる最大数の普通株式が付与されるものとする。但し、本第8条(c)に基づきある事業年度に関して制限付株式による報奨が付与された日において非従業員取締役を務めている個人が当該事業年度の当初から非従業員取締役を務めていない場合には、委員会は、当該事業年度に関するかかる個人に対する制限付株式による報奨にかかる個人の年単位未滿の役務を反映して減額することを決定できるものとするが、かかる決定は義務ではない。

(d) 移転又は譲渡の禁止

本プラン規則第8条(c)に基づき非従業員取締役に付与された制限付株式及びかかる制限付株式に含まれる権利又は所有権は、(i)かかる制限付株式の付与日から3年後の応答日又は(ii)非従業員取締役の死亡若しくは就業障害(委員会により決定される。)のいずれか早い方まで、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。かかる制限付株式に課された制限を実施するために、委員会は、委員会が必要又は望ましいと見なす(a)「譲渡停止」指図を発行せしめ及び/又は(b)説明文をかかかる制限付株式を証する株券(もしあれば)に記載せしめることができるものとする。

(e) 権利喪失の禁止

本プラン規則第8条(c)に基づき非従業員取締役に付与された制限付株式及びかかる制限付株式に含まれる権利又は所有権は、いつでも権利確定し、権利喪失されないものとする。本プランによりかかる制限付株式に課される制限は、本プラン規則第8条(d)に規定する譲渡制限のみであるものとする。

(f) 配当及び議決権

本プラン規則第8条(c)に基づき付与された制限付株式を保有する参加者は、制限期間中に、現金若しくはその他の財産による配当を受領する権利又はかかる制限付株式に関する販売権を有するものとし、また、かかる制限付株式の登録保有者として議決権を行使する権利を有するものとする。但し、参加者が制限付株式を保有していることにより制限期間中に参加者に分配された当社のあらゆる有価証券は、かかる制限付株式に適用されるものと同じ譲渡制限に服するものとする。かかる有価証券に対する譲渡制限は、当該制限付株式に適用される譲渡制限が失効したときのみ失効するものとする。

(g) 株式に関する所有権の証拠

本プラン規則第8条(c)に基づき発行された各制限付株式は、当社又はその被指名人の帳簿及び記録(又は、かかる制限付株式に関して物理的な株券が発行される場合には、当該株券)上に適用ある参加者の名義で登録されたかかる制限付株式に関する所有権により証されるものとする。但し、この場合、本プラン規則第8条(d)により課された譲渡制限に服するものとする。制限付株式に適用される制限期間の終わりに、当社は、参加者がその時点で権利を有する普通株式に関して、適用ある譲渡制限を解除せしめるものとする。

9 支払の繰延及びオプション又は株式評価益権による利益の繰延の禁止

本プランの条件に従い、委員会は、参加者に対する報奨の全部又は一部(現金、普通株式又はそれらの組み合わせのいずれかで支払われるかを問わない。)を繰り延べることを決定することができ、又は、その単独の裁量により参加者が行った繰延の選択を承認することができるものとする。繰延は、委員会がその単独の裁量により決定することができる期間及び条件でなされるものとする。上記にかかわらず、オプション又は株式評価益権による利益の繰延は、本プランにおいて許可されないものとする。

10 希薄化及びその他の調整

合併、会社更生、連結、資本再構成、株式配当、株式分割、併合若しくは株式交換又はその他普通株式の種類に影響を及ぼすような会社組織の変更の場合には、委員会は、本プラン規則第5条に記載される通り本プランに基づき交付される株式の種類及び総数、本プラン規則第6条に基づく個々の報奨の上限、本プラン規則第8条(b)に基づく個々の報奨、残存するオプションの種類、数及びオプション行使価格、残存する株式評価益権の種類、数及び行使価格、並びに本プランに基づき付与されたその他の報奨の対象となる株式の種類及び数を、適当とみなす範囲により調整するものとする。但し、全ての報奨の対象となるあらゆる種類の株式の数は、常に整数であるものとする。かかる調整は、委員会の単独の裁量により、1種類以上の普通株式を対象とする報奨の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。

11 雑則

(a) 株主としての権利

本プラン規則に別途規定される場合を除き、参加者は、普通株式に関する所有権又は普通株式を表章する株券が参加者に対して発行されるまで、本プラン規則に基づく報奨に関する普通株式の保有者としていかなる権利も有さないものとする。

(b) 貸付の禁止

当社又はその子会社若しくは関連会社から参加者に対する貸付は、本プランに関連して行えないものとする。

(c) 移転又は譲渡の禁止

本プランに基づく報奨又はそれに関する権利若しくは所有権のいずれも、遺言又は相続法及び分配法による場合以外には譲渡することができず、本プランに基づく全ての報奨は、参加者の生存中に参加者のみが行使できるものとする。参加者が受領した普通株式（制限付株式を除く。）は、付与された時点で、1933年証券法、1934年証券取引所法第16条及び当社のインサイダー取引に関する方針（かかる方針は随時修正される可能性がある。）に服することを条件として、自由に譲渡、移転、質権設定又はその他抵当権を設定することができるものとする。

(d) 源泉徴収税

当社は、現金で支払われた全ての報奨（及び本プラン規則に基づくその他のあらゆる支払）から、かかる報奨について源泉徴収することが法律により要求される連邦税、州税、地方税又は外国税を控除する権利を有し、また、普通株式により支払われた報奨に関して又はオプションの行使時には、かかる税金の支払（参加者の給与からの源泉徴収又はその他の方法による）を要求する権利を有するものとする。委員会の承認を条件として、オプション若しくは株式評価益権の行使時、制限付株式にかかる制限の失効時、又はその他本プランに基づく報奨の付与による課税事由の発生時に要求される源泉徴収に関して、参加者は、当該税金が取引に課される可能性のある最低法定源泉徴収税と同額であると決定される日における公正市場価格を有する普通株式を当社に源泉徴収させることにより源泉徴収の全部又は一部を行うことを選択することができるものとする。かかる選択は全て取消不能であり、委員会がその裁量により適当であるとみなす制限に服するものとする。

(e) 通貨及びその他の制限

現金又は普通株式による報奨の交付を行う当社の義務は、あらゆる政府により課される通貨及びその他の制限に服するものとする。

(f) 報奨に対する権利の否定

本プラン及び本プラン規則に基づき行われた行為のいずれも、ある者に対して当社又はその子会社若しくは関連会社に雇用される権利を付与するものであると解釈されないものとする。本プランは、当社又はその子会社若しくは関連会社がある者の雇用をいつでも終了させる権利を妨げない又は何ら制限しないものとする。本プラン規則に規定する場合を除き、いかなる従業員又はその他いかなる者も本プランに基づく報奨の付与を要求する権利又は本プランに基づく報奨の付与を受ける権利を有さないものとする。報奨を受領することにより、参加者は、(i)報奨は本プランの条件によってのみ支配されること（参加者に対する責任を負うことなくいつでも本プランを修正する又は取り消す当社の権利を含む。（報奨の条件により規定される範囲において、本プランに基づき既に付与された報奨を除く。））、(ii)報奨は給与の構成要素ではなく、参加者は、雇用条件に基づき、又は、本プランに基づく報奨を受領する若しくは付与されることにより、本プラン又はその他のプランに基づき将来的に自身に報奨が付与されるよう要求する権利を有さないこと、(iii)本プランに基づき受領した報奨の金額は、解雇手当又はその他の退職金の計算から除外されること、並びに(iv)オプション及び普通株式の保有並びにオプションの行使に適用される全ての法律、規則及び規定（通貨及び為替に関する法律、規則及び規定を含む。）に基づき必要な全ての承認を申請し、かかる法律、規則及び規定に基づき要求される全ての通知を行い、かつ、かかる法律、規則及び規定を遵守することを確認し同意する。

(g) 受益者の指名

委員会が許可する範囲において、本プランにおける各参加者は、かかる参加者が本プランに基づく全ての給付を受領する前に死亡した場合にかかる給付を受領する1名又は複数名の受益者（偶発又は相次ベースで指名することができる。）を随時指名することができるものとする。委員会が別途決定しない限り、かかる各指名は、同一の参加者による全ての従前の指名を無効とするものであり、委員会により指定される形式によるものとし、かつ、参加者の生存中に参加者が当社又はその被指名人に届け出た場合のみ有効であるものとする。かかる指名が行われなかった場合、参加者の死亡時に未払いとなっている給付は、当該参加者の相続人に支払われるものとする。

(h) 経費及び費用

本プランの管理にかかる経費及び費用は当社が負担するものとし、報奨又は参加者に請求されないものとする。

(i) 端株

普通株式の端株は報奨に基づき発行又は譲渡されないものとする。但し、委員会は、その裁量により、端株に代わる現金の支払を指図すること又は端株を切り捨てることのできるものとする。

(j) 本プランの資金調達

当社は、本プランに基づく報奨の支払を確保するために特別勘定又は別勘定を開設し資金調達する必要はなく、その他いかなる資産の分離も行う必要はない。

(k) 継承者

本プラン規則に基づき付与された報奨に関する本プラン上の当社の全ての義務は、当社の継承者を拘束するものとする（かかる継承者の存在が当社の事業及び/又は資産の全部又は実質上全部の直接又は間接的な買収、合併、連結又はその他によるものであるか否かを問わない。 ）。

(l) ジェンダー及び数

文脈により別途示される場合を除き、本プラン規則において使用される男性用語は女性形も包含するものとし、本プラン規則において使用される女性用語は男性形も包含するものとする。また、複数形は単数形も包含するものとし、単数形は複数形も包含するものとする。

(m) 可分性

本プランのいずれかの条項が何らかの理由で違法又は無効である場合には、かかる違法又は無効である条項は本プランの残りの部分に影響を及ぼさないものとし、本プランはかかる違法又は無効な条項が含まれていなかったものとして解釈され実施されるものとする。

(n) 法律の要件

本プランに基づく報奨の付与及び普通株式の発行は、全ての適用ある法律、規則及び規定に服するものとし、政府機関又は国の証券取引所による必要な承認を条件とする。

(o) 解釈の規則

本プランの条項において、法律、規則又は規定を言及する場合にはいつでも、かかる条項は、その時点で有効な法律、規則又は規定を言及するとみなされるものとする。また、かかる法律、規則又は規定が後に改正又は差替えられた場合には、改正又は差替え後の法律、規則又は規定を言及するとみなされるものとする。「含む」という用語は、「含むが、これに限られない」という意味を含むとみなされるものとする。

12 発効日、準拠法、修正及び終了

(a) 発効日

本プランは、当社の株主の承認を条件として、取締役会により2005年2月14日に承認され、当社の株主により承認された日をもって発効するものとする。

(b) 修正

委員会は、本プランの全部又は一部をいつでも終了させることができ、又は、随時修正することができるものとする。但し、かかる終了又は修正の行為は、適用ある法律（報酬の繰延に関する規約（及びそれに基づく規則）の条項を含む。）又は普通株式が上場されている証券取引所の規則及び規定を遵守するためにかかる終了又は修正が必要であると委員会が合理的に判断する場合を除き、かかる終了又は修正の日より前に付与された報奨に関する権利又は義務に悪影響を及ぼさないものとする。上記にかかわらず、当社の株主があらかじめ修正を承認していない限り、本プランの修正により(i)本プランに基づき若しくは特定の1名の個人に交付することができる普通株式の最大数が増加する場合（本プラン規則第10条に基づく修正を除く。）、(ii)本プランに基づき報奨が付与される最高限度期間が延長される場合、(iii)本プランに基づき付与される報奨の種類が追加される場合、(iv)パフォーマンス・シェアの獲得基準となる業績基準が変更される場合、(v)本プランへの参加資格要件が修正される場合、又は(vi)修正を有効とするために、本プラン、適用ある法律、若しくは普通株式が取引されている主要な証券取引所の規則に基づき株主による承認が必要とされる場合には、いかなる本プランの修正も有効ではないものとする。

(c) 準拠法

本プランの条項の構築、解釈、規制、有効性及び効力に関する全ての疑義は、連邦法が優先する場合を除き、抵触法の原則を実施することなくニュージャージー州法に従い決定されるものとする。

(d) 終了

当社の株主が本プランを承認した日から10年後の応答日以降は、本プランに基づきいかなる報奨の付与も行われぬものとする。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【追完情報】

1 新株予約権の募集について

2012年1月17日に当社は、当社の2005年長期インセンティブ・プラン(以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「本新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2012年3月15日に提出している。その内容は以下の通りである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

8,320,005個

(注) 本新株予約権の行使により取得される株式(下記に定義される。)は、当社が取得した既発行の自己株式である。上記「発行数」は、新株予約権者に対して付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される株式の数と同数である。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注) 本書において括弧内の円金額は、1米ドル=81.19円の換算率(株式会社三菱東京UFJ銀行の2012年3月1日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ四捨五入してある。

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面1.00米ドル)(完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、当社における標準的な株式である。)(以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「株式」という。)

2. 株式の内容

当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するものとする。

3. 株式の数

本新株予約権 1個当たり 1株

(全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数: 8,320,005株)

合併、会社更生、連結、資本再構成、株式配当、株式分割、併合若しくは株式交換又はその他株式の種類に影響を及ぼすような会社組織の変更の場合には、当社取締役会の報酬委員会(以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「委員会」という。)は、本プラン規則第5条に記載される通り本プランに基づき交付される株式の種類及び総数、本プラン規則第6条に基づく本新株予約権の上限、残存する本新株予約権の種類、数及び行使価格を、適当とみなす範囲により調整するものとする。但し、本新株予約権の対象となるあらゆる種類の株式の数は、常に整数であるものとする。かかる調整は、委員会の単独の裁量により、1種類以上の株式を対象とする本新株予約権の形をとることができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権 1個当たり65.37米ドル(5,307円)

(全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 543,878,727米ドル(44,157,513,845円))

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2015年1月18日から2022年1月17日まで

(ト) 新株予約権の行使の条件

全ての付与された新株予約権は付与日から3年後に権利確定し、権利確定日の翌日から行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づく本新株予約権又はそれに関する権利若しくは所有権のいずれも、遺言又は相続法及び分配法による場合以外には譲渡することができず、本プランに基づく全ての本新株予約権は、本プランに基づき本新株予約権の付与を受けた者（以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「付与対象者」という。）の生存中に付与対象者のみが行使できるものとする。付与対象者が受領した株式は、付与された時点で、1933年証券法、1934年証券取引所法第16条及び当社のインサイダー取引に関する方針（かかる方針は随時修正される可能性がある。）に服することを条件として、自由に譲渡、移転、質権設定又はその他抵当権を設定することができるものとする。

(3) 発行方法

当社並びにその子会社及び適格関連会社の適格従業員5,767名（日本を除く。）への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国など全世界規模（65カ国）

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額： 543,878,727米ドル（44,157,513,845円）（注）

（注）新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

使 途： 本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する従業員の貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的としてストック・オプションを付与するものであり、資金調達を目的としていない。また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

(7) 新規発行年月日

2012年 1月17日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数(臨時報告書提出日現在)

(イ) 資本金の額

3,120百万米ドル(253,313百万円)

(ロ) 発行済株式総数

1. 普通株式

3,119,842,548株

(注) 発行済株式数には、自己株式395,534,964株が含まれる。

2. 優先株式

0株

2 事業等のリスク

本書に組み込まれる有価証券報告書中には「事業等のリスク」及び将来に関する事項が記載されているが、以下の事項を除き、当社の知る限り、これらの事項については本書提出日現在においても重要な変更はない。

信用リスクの集中

売掛金に関する世界的な信用リスクの集中は、世界中に多数の顧客があり、また内部与信方針及び与信枠を順守していることから、引き続き限定的である。イタリア、スペイン、ギリシャ及びポルトガル(以下「南ヨーロッパ地域」という。)における最近の経済問題は、一定の支払状況に影響を及ぼしており、米国及びその他の国際市場におけるものよりも歴史的に長くなっている。南ヨーロッパ地域における売掛金正味残高合計は、2012年1月1日現在において、約24億米ドル、及び2011年1月2日現在において約23億米ドルであった。南ヨーロッパ地域の売掛金正味残高のうち、2012年1月1日現在における約14億米ドル、及び2011年1月2日現在における約13億米ドルは、当社の一般消費者向け製品、ビジョンケア(Vision Care)及び糖尿病ケア(Diabetes Care)事業、並びに一定の医薬品及び医療用具・診断薬製品の顧客に関連するものであったが、これらについてはこれまでの回収状況と変わらぬ水準である。

3 当社は2011年度第4四半期及び通年の業績を発表した。

2012年1月24日に当社は、2011年度第4四半期の売上高が2010年度第4四半期と比べて3.9%増の163億米ドルとなったことを公表した。現地通貨ベースでの(以下「営業」という。)売上高は4.0%増加し、通貨の悪影響は0.1%であった。米国内の売上高は3.4%減少した一方、米国外の売上高は10.4%の営業成長及び0.2%の通貨の悪影響を反映して10.2%増加した。2011年度通年での全世界の売上高は650億米ドルであり、これは2010年度と比べて5.6%の増加であった。営業売上高は2.8%増加し、通貨の好影響は2.8%であった。米国内の売上高は1.8%減少した一方、米国外の売上高は7.0%の営業成長及び5.4%の通貨の好影響を反映して12.4%増加した。

2011年度第4四半期の当期純利益及び希薄化後1株当たり利益は、それぞれ2億米ドル及び0.08米ドルであった。2011年度第4四半期の当期純利益は、製造物責任費用、訴訟和解の影響純額、デピュー（DePuy）・ASR™ Hipの回収プログラムに関連する費用、並びに予定されたシンセス・インク（Synthes, Inc.）の取得に関連する通貨オプションの価額の調整及び費用を含む、税引後で29億米ドルの費用を反映している。2010年度第4四半期の当期純利益には、製造物責任費用、訴訟和解の影響純額及びデピュー・ASR™ Hipの回収プログラムに関連する費用からなる、税引後で922百万米ドルの費用が含まれている。両期間におけるこれらの特別項目を除くと、当四半期の当期純利益は31億米ドル、また希薄化後1株当たり利益は1.13米ドルであり、2010年度の同期間と比べてそれぞれ9.3%及び9.7%の増加となった（注）。

2011年度通年の当期純利益及び希薄化後1株当たり利益は、それぞれ97億米ドル及び3.49米ドルであった。2011年度通年の当期純利益は、製造物責任費用、訴訟和解の影響純額、コーディス・コーポレーション（Cordis Corporation）の以前に公表された事業再編費用、デピュー・ASR™ Hipの回収プログラムに関連する費用、並びに予定されたシンセス・インクの取得に関連する通貨オプションの価額の調整及び費用を含む、税引後で42億米ドルの費用を反映している。2010年度通年の当期純利益には、製造物責任費用、訴訟和解の影響純額及びデピュー・ASR™ Hipの回収プログラムに関連する費用からなる、税引後で55百万米ドルの純利益が含まれている。両期間におけるこれらの特別項目を除くと、2011年度通年の当期純利益は139億米ドル、また希薄化後1株当たり利益は5.00米ドルであり、2010年度通年と比べてそれぞれ4.4%及び5.0%の増加となった（注）。

当社は、2012年度通年の利益予想を特別項目による影響を除き1株当たり5.05米ドルから5.15米ドルと公表した。この予想は、約3.5%から5.5%の営業成長が約2.5%の通貨の悪影響により一部相殺されるとの予想を反映している。

全世界の2011年度通年の一般消費者向け製品セグメントの売上高は、0.7%の営業減少及び2.7%の通貨の好影響により、前年度から2.0%増の149億米ドルであった。米国内の売上高は6.7%減少し、米国外の売上高は2.9%の営業成長及び4.4%の通貨の好影響を反映して7.3%増加した。

米国内の市販薬の売上高は、ペンシルベニア州フォート・ワシントンに所在するマクニール・コンシューマー・ヘルスケア（McNeil Consumer Healthcare）の施設における製造停止、並びに品質及び製造システムを改善するため継続中の施策に関連する製造量への影響により、著しい影響を受けた。営業成績に対し好影響をもたらしたのは、米国外の市販薬の売上、NEUTROGENA® スキンケア製品、ベビーケア製品及びLISTERINE® 殺菌洗口液であった。

全世界の2011年度通年の医薬品セグメントの売上高は、6.2%の営業成長及び2.6%の通貨の好影響により、前年度から8.8%増の244億米ドルであった。米国内の売上高は1.1%減少し、米国外の売上高は15.5%の営業成長及び5.8%の通貨の好影響を反映して21.3%増加した。

米国内の売上高は、細菌感染症治療薬であるLEVAQUIN[®](一般名、レボフロキサシン)に関するジェネリック医薬品競争により悪影響を受けたが、これは最近発売した製品が好調であったことから相殺された。

最近発売した製品で好調であったものには、中度から重度の慢性尋常性乾癬の治療薬として承認された生物製剤であるSTELARA[®](一般名、ウステキヌマブ)、男性の転移性去勢抵抗性前立腺癌の治療薬としてプレドニゾン又はプレドニゾロンと組み合わせて日に1回経口服用するZYTIGA[®](一般名、アピラテロン・アセテート)、成人の統合失調症の急性及び維持治療のため月に1回使用する長時間作用性注射剤非定型抗精神病薬であるINVEGA[®]SUSTENNA[®](一般名、パリペリドン・パルミチン酸)、並びに成人の中度から重度の関節リウマチ、乾癬性関節炎及び強直性脊椎炎の治療薬として承認された生物製剤であるSIMPONI[®](一般名、ゴリムマブ)が含まれる。

他に営業売上高の成長に貢献したのものとしては、多数の免疫介在性炎症性疾患の治療薬として承認を受けた生物製剤であるREMICADE[®](一般名、インフリキシマブ)が、メルク(Merck)との販売契約の修正による売上高の増加もあって堅調であったこと、クルセル(Crucell)から最近取得した感染症の予防及び/又は治療薬であるワクチン、プロテイン及び抗体、HIVの治療薬であるPREZISTA[®](一般名、ダルナビル)、並びに多発性骨髄腫の治療薬であるVELCADE[®](一般名、ボルテゾミブ)があった。

当四半期中に、米国食品医薬品局(U.S. Food and Drug Administration)(以下「FDA」という。)は、XARELTO[®](一般名、リバロキサバン)について、非弁膜症性心房細動の患者の脳卒中及び塞栓症のリスクを低減するとの適応症の追加を承認した。また、欧州委員会は、抗レトロウイルス薬(ARV)治療を受けたことのない成人患者でウイルス負荷が100,000 HIV-1 RNAコピー/mL以下の者におけるヒト免疫不全ウイルス1型(HIV-1)感染症に対する、他のARVと組み合わせた日に1回投与の治療薬として、EDURANT[®](一般名、リルピビリン)の販売を承認した。

また当四半期において、経口抗凝固剤であるXARELTO[®](一般名、リバロキサバン)を急性冠動脈症候群の患者の血栓性心血管系疾患のリスクを低減させるために使用することについて、また経口鎮痛剤であるNUCYNTA[®] ER(一般名、タペンタドール)徐放性錠剤を成人の糖尿病性末梢神経障害に伴う神経因性疼痛の管理に使用することについて、適応追加承認申請がFDAに提出された。当社はまた、BTK阻害剤PCI-32765を癌治療薬として共同で開発及び販売するという、ファーマサイクリクス・インク(PharmacyClics, Inc.)との合意を公表した。

全世界の2011年度通年の医療用具・診断薬製品セグメントの売上高は、1.7%の営業成長及び3.1%の通貨の好影響により、前年度から4.8%増の258億米ドルであった。米国内の売上高は0.4%減少し、米国外の売上高は3.4%の営業成長及び5.8%の通貨の好影響を反映して9.2%増加した。

営業成長に主に貢献したのものとしては、エチコン(Ethicon)の外科的ケア製品、エチコン・エンドサージェリー(Ethicon Endo-Surgery)の高度殺菌製品及び米国外での低侵襲製品の売上、糖尿病ケア(Diabetes Care)の血糖監視及びインスリン送達システム、バイオセンス・ウェブスター(Biosense Webster)の電気生理学製品事業、並びにビスタコン(Vistakon)の使い捨てコンタクトレンズがあった。この成長は、市場や競合会社による圧力が続いたことを反映して心臓血管ケア(Cardiovascular Care)事業の売上が減少したことにより、一部相殺された。以前に当社が公表した通り、当社は現在では薬剤溶出ステント市場から撤退している。

当四半期中に、FDAは、新しいThermoCool[®] SF洗浄アブレーション・カテーテルを心房細動に使用することを承認し、また、ENSEAL[®] G2曲面及び直線組織シーラーを認め、開腹手術及び低侵襲手術の両方において強力な血管の閉鎖を実現するための外科医の選択肢が広がった。エチコン・エンドサージェリーはまた、米国の使い捨て医療用具の再処理及び再製造における主要企業であるスタリルメッド・インク(SterilMed, Inc.)の取得を完了した。

(注) 特別項目控除後の当期純利益及び希薄化後1株当たり利益は一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「GAAP」という。)によらない財務指標であり、GAAPによる類似の財務指標に代わるものとみなすべきではなく、それらと共に読むべきものである。

ジョンソン・エンド・ジョンソン及び子会社

要約連結損益計算書

(未監査)

(1株当たりの値を除き百万米ドル単位)

第4四半期

	2011年度		2010年度		増加(減少)率 (%)
	金額	売上高に 対する割合 (%)	金額	売上高に 対する割合 (%)	
顧客に対する売上高	16,255	100.0	15,644	100.0	3.9
売上原価	5,338	32.8	5,040	32.2	5.9
販売費及び一般管理費	5,458	33.6	5,180	33.1	5.4
研究開発費	2,155	13.3	1,982	12.7	8.7
支払(受取)利息 - 純額	148	0.9	114	0.7	
その他の(収益)費用 - 純額	2,858	17.6	1,100	7.1	
再編(収益)費用 - 純額	(20)	(0.1)	—	—	
税引前利益	318	1.9	2,228	14.2	(85.7)
法人税等	100	0.6	286	1.8	(65.0)
当期純利益	218	1.3	1,942	12.4	(88.8)
1株当たり当期純利益(希薄化後) (単位:米ドル)	0.08		0.70		(88.6)
加重平均発行済株式数(希薄化後) (単位:百万株)	2,768.9		2,781.6		
実効税率	31.4%		12.8%		

調整後税引前利益及び当期純利益^(A)

税引前利益	3,657	22.5	3,451	22.1	6.0
当期純利益	3,129	19.2	2,864	18.3	9.3
1株当たり当期純利益(希薄化後) (単位:米ドル)	1.13		1.03		9.7
実効税率	14.4%		17.0%		

要約連結損益計算書

	12ヶ月間				
	2011年度		2010年度		増加(減少)率 (%)
	金額	売上高に 対する割合 (%)	金額	売上高に 対する割合 (%)	
(未監査) (1株当たりの値を除き百万米ドル単位)					
顧客に対する売上高	65,030	100.0	61,587	100.0	5.6
売上原価	20,360	31.3	18,792	30.5	8.3
販売費及び一般管理費	20,969	32.3	19,424	31.5	8.0
研究開発費	7,548	11.6	6,844	11.1	10.3
支払(受取)利息 - 純額	480	0.7	348	0.6	
その他の(収益)費用 - 純額	2,743	4.2	(768)	(1.2)	
再編(収益)費用 - 純額	569	0.9	—	—	
税引前利益	12,361	19.0	16,947	27.5	(27.1)
法人税等	2,689	4.1	3,613	5.8	(25.6)
当期純利益	9,672	14.9	13,334	21.7	(27.5)
1株当たり当期純利益(希薄化後) (単位:米ドル)	3.49		4.78		(27.0)
加重平均発行済株式数(希薄化後) (単位:百万株)	2,775.3		2,788.8		
実効税率	21.8%		21.3%		
調整後税引前利益及び当期純利益^(A)					
税引前利益	17,353	26.7	16,830	27.3	3.1
当期純利益	13,867	21.3	13,279	21.6	4.4
1株当たり当期純利益(希薄化後) (単位:米ドル)	5.00		4.76		5.0
実効税率	20.1%		21.1%		

- (A) 非GAAP財務指標「調整後税引前利益」「調整後当期純利益」「調整後1株当たり当期純利益（希薄化後）」及び「調整後実効税率」は非GAAP指標であり、GAAPに基づく業績に代わるものとみなしてはならない。当社は、税引前利益、当期純利益、1株当たり当期純利益（希薄化後）及び実効税率について調整後ベースのものを提供しているが、これは経営陣がこれらの指標は投資家に有益な情報であると考えためである。これらの指標は特に、当社の経営成績を投資家が期間をまたがって評価する際の補助となることがある。複数の期間においてこれらの指標では、事業の展開、戦略的な展開（事業再編及び製品ラインの変更を含む。）、重要な訴訟、並びに適用される法規制（重要な会計上又は税務上の事項を含む。）といった項目が除外されることがある。特別項目は、変動性が高く、予想が困難であり、時には当社の報告された期間における経営成績に著しい影響を与えるような規模のものであることがある。経営者はこれらの指標を使用して内部での計画、予測及び当事業の業績の評価を行うとともに、資源の配分及び従業員の業績連動報酬について目標に基づく業績の評価を行っている。GAAPに基づく税引前利益、当期純利益、1株当たり当期純利益（希薄化後）及び実効税率と異なり、調整後税引前利益、調整後当期純利益、調整後1株当たり当期純利益（希薄化後）及び調整後実効税率は、他社における類似の指標と比較できる方法で算出されたものではないことがある。これらの非GAAP財務指標は、当社の業績を経営者がどのように評価するかについて投資家がより完全に理解できることを目的としてのみ提供されたものである。これらの非GAAP財務指標を業績の指標として使用する際の限界は、これらが取得による影響、合併関連又はその他の事業再編費用といった期間中の全事象を含めない観点から当社の経営成績を示すことであり、当社の業績についてヘルスケア業界の他社と比較できる観点を示さないことである。投資家は非GAAP財務指標をGAAPに基づく財務指標と併せて検討するべきであり、後者に代わるもの又は優先するものとしてはならない。

補足売上高データ

(未監査)

(単位:百万米ドル)

第4四半期

増減率(%)

	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	合計	営業	通貨
事業セグメント別の顧客に対する売上高					
一般消費者向け製品					
米国内	1,248	1,219	2.4	2.4	—
米国外	2,420	2,391	1.2	2.8	(1.6)
	3,668	3,610	1.6	2.7	(1.1)
医薬品					
米国内	2,887	3,149	(8.3)	(8.3)	—
米国外	3,207	2,561	25.2	25.0	0.2
	6,094	5,710	6.7	6.6	0.1
医療用具・診断薬製品					
米国内	2,850	2,861	(0.4)	(0.4)	—
米国外	3,643	3,463	5.2	4.6	0.6
	6,493	6,324	2.7	2.4	0.3
米国内	6,985	7,229	(3.4)	(3.4)	—
米国外	9,270	8,415	10.2	10.4	(0.2)
全世界	16,255	15,644	3.9	4.0	(0.1)

補足売上高データ

	12ヶ月間				
	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	合計	営業	通貨
事業セグメント別の顧客に対する売上高					
一般消費者向け製品					
米国内	5,151	5,519	(6.7)	(6.7)	—
米国外	9,732	9,071	7.3	2.9	4.4
	14,883	14,590	2.0	(0.7)	2.7
医薬品					
米国内	12,386	12,519	(1.1)	(1.1)	—
米国外	11,982	9,877	21.3	15.5	5.8
	24,368	22,396	8.8	6.2	2.6
医療用具・診断薬製品					
米国内	11,371	11,412	(0.4)	(0.4)	—
米国外	14,408	13,189	9.2	3.4	5.8
	25,779	24,601	4.8	1.7	3.1
米国内	28,908	29,450	(1.8)	(1.8)	—
米国外	36,122	32,137	12.4	7.0	5.4
全世界	65,030	61,587	5.6	2.8	2.8

補足売上高データ

	第4四半期				
	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	合計	営業	通貨
地域別の顧客に対する売上高					
米国	6,985	7,229	(3.4)	(3.4)	—
ヨーロッパ	4,279	3,947	8.4	9.4	(1.0)
西半球(米国を除く。)	1,688	1,471	14.8	17.8	(3.0)
アジア太平洋・アフリカ	3,303	2,997	10.2	7.9	2.3
米国外	9,270	8,415	10.2	10.4	(0.2)
全世界	16,255	15,644	3.9	4.0	(0.1)

補足売上高データ

	12ヶ月間				
	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	合計	営業	通貨
地域別の顧客に対する売上高					
米国	28,908	29,450	(1.8)	(1.8)	—
ヨーロッパ	17,129	15,510	10.4	5.3	5.1
西半球(米国を除く。)	6,418	5,550	15.6	12.2	3.4
アジア太平洋・アフリカ	12,575	11,077	13.5	6.6	6.9
米国外	36,122	32,137	12.4	7.0	5.4
全世界	65,030	61,587	5.6	2.8	2.8

ジョンソン・エンド・ジョンソン

セグメント別売上高

(単位：百万米ドル)

第4四半期

増減率(%)

	2011年度	2010年度	増減率(%)		
			報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
一般消費者向け製品セグメント⁽²⁾					
ベビーケア					
米国内	103	103	0.0	0.0	—
米国外	465	474	(1.9)	0.7	(2.6)
全世界	568	577	(1.6)	0.6	(2.2)
オーラルケア					
米国内	173	149	16.1	16.1	—
米国外	239	240	(0.4)	1.4	(1.8)
全世界	412	389	5.9	7.0	(1.1)
市販薬/栄養製品					
米国内	370	381	(2.9)	(2.9)	—
米国外	766	711	7.7	8.7	(1.0)
全世界	1,136	1,092	4.0	4.6	(0.6)
スキンケア					
米国内	403	352	14.5	14.5	—
米国外	541	537	0.7	1.3	(0.6)
全世界	944	889	6.2	6.6	(0.4)
女性用ヘルス					
米国内	89	118	(24.6)	(24.6)	—
米国外	309	332	(6.9)	(4.0)	(2.9)
全世界	398	450	(11.6)	(9.5)	(2.1)
創傷ケア/その他					
米国内	110	116	(5.2)	(5.2)	—
米国外	100	97	3.1	6.2	(3.1)
全世界	210	213	(1.4)	(0.5)	(0.9)
一般消費者向け製品合計					
米国内	1,248	1,219	2.4	2.4	—
米国外	2,420	2,391	1.2	2.8	(1.6)
全世界	3,668	3,610	1.6	2.7	(1.1)

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位：百万米ドル)

第4四半期

増減率(%)

			増減率(%)		
	2011年度	2010年度	報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
医薬品セグメント⁽²⁾⁽⁴⁾					
ACIPHEX/PARIET					
米国内	110	119	(7.6)	(7.6)	—
米国外	144	133	8.3	8.7	(0.4)
全世界	254	252	0.8	1.0	(0.2)
CONCERTA/METHYLPHENIDATE					
米国内	155	261	(40.6)	(40.6)	—
米国外	119	107	11.2	11.6	(0.4)
全世界	274	368	(25.5)	(25.4)	(0.1)
DOXIL/CAELYX					
米国内	10	55	(81.8)	(81.8)	—
米国外	29	12	*	*	(10.3)
全世界	39	67	(41.8)	(34.1)	(7.7)
DURAGESIC/FENTANYL TRANSDERMAL					
米国内	21	45	(53.3)	(53.3)	—
米国外	119	151	(21.2)	(21.9)	0.7
全世界	140	196	(28.6)	(29.1)	0.5
LEVAQUIN/FLOXIN					
米国内	(6)	386	*	*	—
米国外	11	14	(21.4)	(17.7)	(3.7)
全世界	5	400	(98.8)	(98.7)	(0.1)
PREZISTA					
米国内	143	111	28.8	28.8	—
米国外	173	125	38.4	39.0	(0.6)
全世界	316	236	33.9	34.2	(0.3)
PROCRIT/EPREX					
米国内	191	270	(29.3)	(29.3)	—
米国外	177	209	(15.3)	(13.7)	(1.6)
全世界	368	479	(23.2)	(22.6)	(0.6)
REMICADE					
米国内	776	679	14.3	14.3	—
米国外輸出 ⁽³⁾	437	381	14.7	14.7	—
米国外	215	5	*	*	2.3
全世界	1,428	1,065	34.1	33.6	0.5

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位:百万米ドル)

第4四半期

増減率(%)

			増減率(%)		
	2011年度	2010年度	報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
医薬品セグメント ^{(2)(4)続き}					
RISPERDAL/RISPERIDONE					
米国内	7	2	*	*	—
米国外	141	149	(5.4)	(7.9)	2.5
全世界	148	151	(2.0)	(4.4)	2.4
RISPERDAL CONSTA					
米国内	108	105	2.9	2.9	—
米国外	277	283	(2.1)	(1.3)	(0.8)
全世界	385	388	(0.8)	(0.2)	(0.6)
TOPAMAX					
米国内	40	37	8.1	8.1	—
米国外	81	84	(3.6)	(2.6)	(1.0)
全世界	121	121	0.0	0.7	(0.7)
VELCADE					
米国内	—	—	—	—	—
米国外	352	287	22.6	22.4	0.2
全世界	352	287	22.6	22.4	0.2
その他					
米国内	895	698	28.2	28.2	—
米国外	1,369	1,002	36.6	36.0	0.6
全世界	2,264	1,700	33.2	32.8	0.4
医薬品合計					
米国内	2,887	3,149	(8.3)	(8.3)	—
米国外	3,207	2,561	25.2	25.0	0.2
全世界	6,094	5,710	6.7	6.6	0.1

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位：百万米ドル)

第4四半期

	2011年度	2010年度	増減率合計(%)
主要な医薬新製品(「その他」に含まれる。)			
<u>INTELENCE</u>			
米国内	45	34	32.4
米国外	38	31	22.6
全世界	83	65	27.7
<u>INVEGA</u>			
米国内	66	70	(5.7)
米国外	59	46	28.3
全世界	125	116	7.8
<u>SIMPONI</u>			
米国内	62	56	10.7
米国外	57	9	*
全世界	119	65	83.1
<u>STELARA</u>			
米国内	126	73	72.6
米国外	81	47	72.3
全世界	207	120	72.5

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位:百万米ドル)

第4四半期

増減率(%)

	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
医療用具・診断薬製品セグメント⁽²⁾					
心臓血管ケア⁽⁵⁾					
米国内	191	246	(22.4)	(22.4)	—
米国外	349	383	(8.9)	(9.6)	0.7
全世界	540	629	(14.1)	(14.5)	0.4
デビュー					
米国内	775	807	(4.0)	(4.0)	—
米国外	678	640	5.9	5.7	0.2
全世界	1,453	1,447	0.4	0.3	0.1
糖尿病ケア					
米国内	330	318	3.8	3.8	—
米国外	340	326	4.3	4.4	(0.1)
全世界	670	644	4.0	4.1	(0.1)
エチコン					
米国内	536	501	7.0	7.0	—
米国外	697	651	7.1	7.6	(0.5)
全世界	1,233	1,152	7.0	7.3	(0.3)
エチコン・エンドサージェリー					
米国内	524	501	4.6	4.6	—
米国外	809	756	7.0	6.3	0.7
全世界	1,333	1,257	6.0	5.6	0.4
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティック クス(ORTHO-CLINICAL DIAGNOSTICS)					
米国内	280	276	1.4	1.4	—
米国外	274	260	5.4	4.8	0.6
全世界	554	536	3.4	3.1	0.3
ビジョンケア(VISION CARE)					
米国内	214	212	0.9	0.9	—
米国外	496	447	11.0	8.2	2.8
全世界	710	659	7.7	5.8	1.9
医療用具・診断薬製品合計					
米国内	2,850	2,861	(0.4)	(0.4)	—
米国外	3,643	3,463	5.2	4.6	0.6
全世界	6,493	6,324	2.7	2.4	0.3

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位：百万米ドル)

12ヶ月間

増減率（％）

	2011年度	2010年度	増減率（％）		
			報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
一般消費者向け製品セグメント⁽²⁾					
ベビーケア					
米国内	418	409	2.2	2.2	—
米国外	1,922	1,800	6.8	3.4	3.4
全世界	2,340	2,209	5.9	3.2	2.7
オーラルケア					
米国内	656	635	3.3	3.3	—
米国外	968	891	8.6	3.9	4.7
全世界	1,624	1,526	6.4	3.6	2.8
市販薬/栄養製品					
米国内	1,429	1,853	(22.9)	(22.9)	—
米国外	2,973	2,696	10.3	5.2	5.1
全世界	4,402	4,549	(3.2)	(6.2)	3.0
スキンケア					
米国内	1,654	1,537	7.6	7.6	—
米国外	2,061	1,915	7.6	3.0	4.6
全世界	3,715	3,452	7.6	5.0	2.6
女性用ヘルス					
米国内	439	522	(15.9)	(15.9)	—
米国外	1,353	1,322	2.3	(1.5)	3.8
全世界	1,792	1,844	(2.8)	(5.5)	2.7
創傷ケア/その他					
米国内	555	563	(1.4)	(1.4)	—
米国外	455	447	1.8	(3.3)	5.1
全世界	1,010	1,010	0.0	(2.3)	2.3
一般消費者向け製品合計					
米国内	5,151	5,519	(6.7)	(6.7)	—
米国外	9,732	9,071	7.3	2.9	4.4
全世界	14,883	14,590	2.0	(0.7)	2.7

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位:百万米ドル)

12ヶ月間

増減率(%)

			増減率(%)		
	2011年度	2010年度	報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
医薬品セグメント⁽²⁾⁽⁴⁾					
ACIPHEX/PARIET					
米国内	414	475	(12.8)	(12.8)	—
米国外	561	531	5.6	0.0	5.6
全世界	975	1,006	(3.1)	(6.1)	3.0
CONCERTA/METHYLPHENIDATE					
米国内	822	929	(11.5)	(11.5)	—
米国外	446	390	14.4	8.7	5.7
全世界	1,268	1,319	(3.9)	(5.6)	1.7
DOXIL/CAELYX					
米国内	140	280	(50.0)	(50.0)	—
米国外	262	40	*	*	5.3
全世界	402	320	25.6	22.1	3.5
DURAGESIC/FENTANYL TRANSDERMAL					
米国内	90	162	(44.4)	(44.4)	—
米国外	499	586	(14.8)	(20.1)	5.3
全世界	589	748	(21.3)	(25.5)	4.2
LEVAQUIN/FLOXIN					
米国内	579	1,312	(55.9)	(55.9)	—
米国外	44	45	(2.2)	(3.7)	1.5
全世界	623	1,357	(54.1)	(54.2)	0.1
PREZISTA					
米国内	529	401	31.9	31.9	—
米国外	682	456	49.6	44.8	4.8
全世界	1,211	857	41.3	38.6	2.7
PROCRIT/EPREX					
米国内	814	1,070	(23.9)	(23.9)	—
米国外	809	864	(6.4)	(10.8)	4.4
全世界	1,623	1,934	(16.1)	(18.0)	1.9
REMICADE					
米国内	3,276	3,099	5.7	5.7	—
米国外輸出 ⁽³⁾	1,797	1,487	20.8	20.8	—
米国外	419	24	*	*	4.8
全世界	5,492	4,610	19.1	18.7	0.4

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

	12ヶ月間				
	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
医薬品セグメント ^{(2)(4)続き}					
RISPERDAL/RISPERIDONE					
米国内	34	(12)	*	*	—
米国外	508	539	(5.8)	(11.6)	5.8
全世界	542	527	2.8	(3.1)	5.9
RISPERDAL CONSTA					
米国内	443	445	(0.4)	(0.4)	—
米国外	1,140	1,055	8.1	2.7	5.4
全世界	1,583	1,500	5.5	1.7	3.8
TOPAMAX					
米国内	176	199	(11.6)	(11.6)	—
米国外	312	339	(8.0)	(11.9)	3.9
全世界	488	538	(9.3)	(11.8)	2.5
VELCADE					
米国内	—	—	—	—	—
米国外	1,274	1,080	18.0	12.7	5.3
全世界	1,274	1,080	18.0	12.7	5.3
その他					
米国内	3,272	2,672	22.5	22.5	—
米国外	5,026	3,928	28.0	22.2	5.8
全世界	8,298	6,600	25.7	22.2	3.5
医薬品合計					
米国内	12,386	12,519	(1.1)	(1.1)	—
米国外	11,982	9,877	21.3	15.5	5.8
全世界	24,368	22,396	8.8	6.2	2.6

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位：百万米ドル)	12ヶ月間		
	2011年度	2010年度	増減率合計(%)
主要な医薬新製品(「その他」に含まれる。)			
<u>INTELENCE</u>			
米国内	163	127	28.3
米国外	151	116	30.2
全世界	314	243	29.2
<u>INVEGA</u>			
米国内	285	270	5.6
米国外	214	154	39.0
全世界	499	424	17.7
<u>SIMPONI</u>			
米国内	235	193	21.8
米国外	175	33	*
全世界	410	226	81.4
<u>STELARA</u>			
米国内	443	240	84.6
米国外	295	153	92.8
全世界	738	393	87.8

明細表末尾の脚注を参照のこと。

セグメント別売上高

(単位:百万米ドル)

12ヶ月間

増減率(%)

	増減率(%)				
	2011年度	2010年度	報告額	営業 ⁽¹⁾	通貨
医療用具・診断薬製品セグメント⁽²⁾					
心臓血管ケア⁽⁵⁾					
米国内	841	1,008	(16.6)	(16.6)	—
米国外	1,447	1,544	(6.3)	(11.4)	5.1
全世界	2,288	2,552	(10.3)	(13.4)	3.1
デビュー					
米国内	3,093	3,145	(1.7)	(1.7)	—
米国外	2,716	2,440	11.3	5.0	6.3
全世界	5,809	5,585	4.0	1.2	2.8
糖尿病ケア					
米国内	1,312	1,259	4.2	4.2	—
米国外	1,340	1,211	10.7	5.7	5.0
全世界	2,652	2,470	7.4	5.0	2.4
エチコン					
米国内	2,111	2,000	5.6	5.6	—
米国外	2,759	2,503	10.2	5.0	5.2
全世界	4,870	4,503	8.2	5.3	2.9
エチコン・エンドサージェリー					
米国内	1,957	1,975	(0.9)	(0.9)	—
米国外	3,123	2,783	12.2	6.3	5.9
全世界	5,080	4,758	6.8	3.4	3.4
オーソ・クリニカル・ダイアグノスティック ス					
米国内	1,091	1,091	0.0	0.0	—
米国外	1,073	962	11.5	5.9	5.6
全世界	2,164	2,053	5.4	2.8	2.6
ビジョンケア					
米国内	966	934	3.4	3.4	—
米国外	1,950	1,746	11.7	4.5	7.2
全世界	2,916	2,680	8.8	4.1	4.7
医療用具・診断薬製品合計					
米国内	11,371	11,412	(0.4)	(0.4)	—
米国外	14,408	13,189	9.2	3.4	5.8
全世界	25,779	24,601	4.8	1.7	3.1

* 100%を超える率。

- (1) 営業成長は通貨の影響を除く。
- (2) 地域は抜粋(未監査)。
- (3) 米国内売上高に報告されている。
- (4) 過年度の金額は当年度の製品の開示に合わせて再分類されている。
- (5) 旧コーディス。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込む。

- ・有価証券報告書（2010事業年度 自 2010年1月4日 至 2011年1月2日・2011年6月30日提出）
- ・半期報告書（中間会計期間 自 2011年1月3日 至 2011年7月3日・2011年9月29日提出）

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部 【特別情報】

【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

(訳文)
独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン
株主及び取締役会 各位

私どもの意見によれば、添付の連結貸借対照表並びに連結損益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書は、全ての重要な点において、ジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社(以下「会社」という。)の2011年1月2日及び2010年1月3日現在の財政状態、並びに2011年1月2日に終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。さらに、私どもの意見によれば、会社は2011年1月2日現在、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制 統合的枠組み」で定められている基準に基づいて、全ての重要な点において、財務報告に関する有効な内部統制を維持していた。これらの財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持、並びに添付されている「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」に含まれる財務報告に関する内部統制の有効性の評価についての責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの統合監査に基づいて、これらの財務書類及び会社の財務報告に関する内部統制について意見を表明することである。私どもは、公開企業会計監視委員会(米国)の基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、財務書類に重要な虚偽の表示がないかどうか、及び財務報告に関する有効な内部統制が全ての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。私どもの財務書類の監査は、財務書類における金額及び開示を裏付ける証拠の試査による検証、適用された会計原則及び経営者が行った重要な見積の検討、並びに財務書類全体としての表示に関する評価を含んでいる。私どもの財務報告に関する内部統制の監査は、財務報告に関する内部統制についての理解を得ること、重要な欠陥の存在に関するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づいた内部統制の整備及びその運用状況の有効性の検証及び評価を含んでいる。私どもの監査は、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続きの実施も含んでいる。私どもは、私どもの監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供していると確信している。

連結財務書類に対する注記1で述べられている通り、会社は2009年度に、企業結合の会計処理方法を変更した。

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するために整備された手続きである。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続きを含んでいる。()会社の取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に係るもの、(ii)一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入及び支出は会社の経営者及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに(iii)財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分となるか、方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ニューヨーク、ニューヨーク

2011年2月24日

[次へ](#)

（訳文）
財務書類附属明細表に対する独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン

取締役会 各位

ジョンソン・エンド・ジョンソンの株主に対する2010年度年次報告書に含まれる、2011年2月24日付の私どもの監査報告書で言及している連結財務書類及び財務報告に関する内部統制の有効性について、私どもの監査（当該報告書及び連結財務書類は様式10-Kに含まれる年次報告書で言及される）はまた、様式10-Kの項目15(a)2に記載される財務書類附属明細表の監査も含む。私どもの意見では、この財務書類附属明細表は、全ての重要な点において、関連する連結財務書類とともに読まれる際の添付の情報を適正に表示している。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー

ニューヨーク、ニューヨーク

2011年2月24日

[次へ](#)

"
Tgrqtv"qh"Kpfggrpgf"gpv" Tgikuvgtgf"Rwdnke" Ceeqwpvki "Hkto"
"
Vq"vjg"Ujctgj qnfgtu"cpf"Dqctf"qh" Fktgevqtu"qh" Lqjpuqp" ("Lqjpuqp<"
"
Kp"qwt"qrkpkqp."vjg"ceeq o rcp{kp i"eqpuqnkfcvgf"dcncpeg"ujggvu"cpf"vjg"tgncvgf"eqpuqnkfcvgf"uvcvg o gpvu"qh"gcctpkpi u."uvcvg o gpvu
qh"gswkv{."cpf"uvcvg o gpvu"qh"ecuj"hnqyu"rtgugpv"hcctn{."kp"cnm" o cvgtkcn"tgu rgevu."vjg"hkpcpekc n"rqukvkqp"qh" Lqjpuqp" ("Lqjpuqp"cpf
kvu"uwdukfkctkgu"*õvjg"Eq o rcp{õ+"cv" Lcpwct{ "4."4233"cpf" Lcpwct{ "5."4232."cpf"vjg"tguwvnu"qh"vjgkt"qrgtcvkqpu"cpf"vjgkt"ecuj"hnqyu
hqt"gcej"qh"vjg"vjtggt{gctu"kp"vjg"rgtkqf"gpfgf" Lcpwct{ "4."4233"kp"eqphqt o kv{ "ykvj"ceeqwpvki" rtkpekrngu" i gpgtcnn{ "ceegrvgf"kp
vjg" Wpkvgf"Uvcvgu"qh" C o gktecl" Cnuq"kp"qwt"qrkpkqp."vjg"Eq o rcp{ " o ckpvckpgf."kp"cnm" o cvgtkcn"tgu rgevu."ghhgevksxg"kpvgtpcn"eqpvtqn
qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki"cu"qh" Lcpwct{ "4."4233."dcugf"qp"etkvtkc"guvcdnkujgf"kp"Kpvgtpcn"Eqpvtqn" õ "Kpvgtcvgf" Htc o gyqtm"kuuwgf
d{ "vjg"Eq o o kvvgg"qh"Urqupqtki"Qticpk|cvkqpu"qh"vjg"Vtgcfy c{ "Eq o o kuukqp"*EQUQ+0"Vjg"Eq o rcp{õu" o cpcig o gpv"ku
tgu rqpukdng" hqt"vjgug"hkpcpekc n"uvcvg o gpvu."hqt" o ckpvckpkpi"ghhgevksxg"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki"cpf" hqt"kvu
cuuguu o gpv"qh"vjg"ghhgevksxgpguu"qh"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki."kpenwfgf"kp"vjg"ceeq o rcp{kp i"õOcp c i g o gpvõu
Tgrqtv"qp"Kpvgtpcn"Eqpvtqn"qxgt"Hkpcpekc n" Tgrqtvki"õ"Qwt"tgu rqpukdknkv{ "ku"vq"gzr tguu"qrkpkqpu"qp"vjgug"hkpcpekc n"uvcvg o gpvu
cpf"qp"vjg"Eq o rcp{õu"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki"dcugf"qp"qwt"kpvg i tcvgf"cwfkvu0" Yg"eqpfwevgf"qwt"cwfkvu"kp
ceeqf cpeg" ykvj"vjg"uvcpfctfu"qh"vjg"Rwdnke"Eq o rcp{ "Ceeqwpvki" Qxgtuki"vjg"Dqctf"*Wpkvgf"Uvcvgu+0"Vjgug"uvcpfctfu"tgs wktg
vjcv" y g" rncp"cpf" r gthqt o "vjg"cwfkvu"vq"qdvckp"tgcuppcdng"cuuw tcepeg"cdqvv" y jgvjgt"vjg"hkpcpekc n"uvcvg o gpvu"ctg"htgg"qh" o cvgtkcn
o kuuvvcvg o gpv"cpf" y jgvjgt"ghhgevksxg"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki" y cu" o ckpvckpgf"kp"cnm" o cvgtkcn"tgu rgevu0"Qwt"cwfkvu
qh"vjg"hkpcpekc n"uvcvg o gpvu" kpenwfgf"gzc o kpkpi."qp" c"vguv"dcuku."gxkf gpeg"uw r rqtvki"vjg" c o qwpvu"cpf"fkuenquwtgu"kp"vjg"hkpcpekc n
uvcvg o gpvu."cuuguukpi"vjg"ceeqwpvki" rtkpekrngu" wugf"cpf"uki pkhkecpv"guvko cvgu" o c f g" d{ " o cpc i g o gpv."cpf" gxcnwcvkpi"vjg"qxgtcnn
hkpcpekc n"uvcvg o gpv"rtgugpvckqp0"Qwt"cwfkv"qh"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki" kpenwfgf"qdvckpkpi"cp"wpfgtuvcpfkpi"qh
kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc n"tgrqtvki."cuuguukpi"vjg"tkum"vjcv" c" o cvgtkcn" y gempguu"gzkuvu."cpf"vguvkpi"cpf" gxcnwcvkpi"vjg
fgukip"cpf"qrgtcvki"ghhgevksxgpguu"qh"kpvgtpcn"eqpvtqn"dcugf"qp"vjg"cuuguugf"tkum0"Qwt"cwfkvu"cnuq" kpenwfgf" r gthqt o kpi"uwej
qvjgt"rtqegfwtgu"cu" y g"eqpukfgtgf"pgeguuct{ "kp"vjg"ektew o uvcpegu0" Yg"dgnkxg"vjcv"qwt"cwfkvu"rtqxkfg" c"tgcuppcdng"dcuku" hqt"qwt
qrkpkqpu0"
"
Cu"fkuewuugf"kp" Pqvg"3"vq"vjg"Eqpuqnkfcvgf" Hkpcpekc n"Uvcvg o gpvu."vjg"Eq o rcp{ "ejcpi gf"vjg" o cppgt"kp" y jkej"kv"ceeqwpvu" hqt
dwukpguu"eq o dkpcvkqpu"kp"422;0"
"

C"eq o rcp{øu"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc"tgrqtvkpi"ku"c"rtqeguu"fguki pgf"vq"rtqxfkg"tgcupcdng"cuuwtcpeg"tgictfkipi"vjg
tgnkcdknkv{"qh"hkpcpekc"tgrqtvkpi"cpf"vjg"rtgrctcvkqp"qh"hkpcpekc"uvcvg o gpvu"hqz"gzvgtpcn"rwtrqugu"kp"ceeqtfcpeg"ykvj"i gpgtcmm{
ceegrvgf"ceeqwvki"rtkpekrngu0"C"eq o rcp{øu"kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc"tgrqtvkpi"kpenwfgu"vjqug"rqnekgu"cpf"rtqegfwtgu
vjcv"*k+"rgtvckp"vq"vjg"ockpvgpcpeg"qh"tgeqtfu"vjcv."kp"tgcupcdng"fgvckn."ceewtcvgn{"cpf"hcctn{"tghngev"vjg"vtcpucevkqpu"cpf
fkrqkvkqpu"qh"vjg"cuugvu"qh"vjg"eq o rcp{"*kk+"rtqxfkg"tgcupcdng"cuuwtcpeg"vjcv"vtcpucevkqpu"ctg"tgeqtfgf"cu"pgeguuct{"vq
rgt o kv"rtgrctcvkqp"qh"hkpcpekc"uvcvg o gpvu"kp"ceeqtfcpeg"ykvj"i gpgtcmm{"ceegrvgf"ceeqwvki"rtkpekrngu."cpf"vjcv"tgegrvu"cpf
gzrgpfkvwgtu"qh"vjg"eq o rcp{"ctg"dgkpi"ocfg"qpn{"kp"ceeqtfcpeg"ykvj"cwvjqt|cvkqpu"qh"ocpcig o gpv"cpf"fktgevqtu"qh"vjg
eq o rcp{"="cpf"*kk+"rtqxfkg"tgcupcdng"cuuwtcpeg"tgictfkipi"rtgxgpvkqp"qt"vk o gn{"fgvgevqkq"qh"wpcwvjqt|gf"ceswkukvqkq."wug."qt
fkrqkvkqpu"qh"vjg"eq o rcp{øu"cuugvu"vjcv"eqwnf"jcxg"c"ocvgtkc"ghhgev"qp"vjg"hkpcpekc"uvcvg o gpvu0"

Dgecwug"qh"kvu"kpjgtgpv"nk o kvcvkqpu."kpvgtpcn"eqpvtqn"qxgt"hkpcpekc"tgrqtvkpi"oc{"pqv"rtgxgpv"qt"fgvgev"okuuvcvg o gpvu0"Cnuq.
rtqlgevqkqpu"qh"cp{"gxcnwcvkqp"qh"ghhgevkgpguu"vq"hwvwtg"rgtkfu"ctg"uwdlgev"vq"vjg"tkum"vjcv"eqpvtqnu"oc{"dgeq o g"kpfcfgswcvg
dgecwug"qh"ejcpi gu"kp"eqpfkqkqpu."qt"vjcv"vjg"fgitgg"qh"eq o rnkpeg"ykvj"vjg"rqnekgu"qt"rtqegfwtgu"oc{"fgvgtkqtcvg0"

Rtkegy cvgtjqwugEqqrgtu"NNR"

Pgy" [qtm."Pgy" [qtm"

Hgdtwct{"46."4233

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管してあります。

[前へ](#) [次へ](#)

REPORT OF INDEPENDENT REGISTERED PUBLIC ACCOUNTING FIRM ON
FINANCIAL STATEMENT SCHEDULE

To the Board of Directors of
Johnson & Johnson:

Our audits of the consolidated financial statements and of the effectiveness of internal control over financial reporting referred to in our report dated February 24, 2011 appearing in the 2010 Annual Report to Shareholders of Johnson & Johnson (which report and consolidated financial statements are incorporated by reference in this Annual Report on Form 10-K) also included an audit of the financial statement schedule listed in Item 15(a)2 of this Form 10-K. In our opinion, this financial statement schedule presents fairly, in all material respects, the information set forth therein when read in conjunction with the related consolidated financial statements.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP

PricewaterhouseCoopers LLP

New York, New York

February 24, 2011

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

[前へ](#)